



# こんにちは！ 企画課男女共同参画係です



明けまして おめでとうございます。

「国東市男女共同参画計画」を平成19年7月に策定しました。

この計画は、これからの国東市における男女共同参画社会の実現にむけて策定をしたものです。市が推進をしていくこととなりますが、市民の皆様や組織・団体、企業の皆様と連携しながら推進していくことが、計画の目的達成につながっていきます。市はこの計画を全課あげて推進してまいりますので、皆様のご理解とご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

今月と来月の2回で、計画の主な点について掲載しますので、ご覧ください。

## 国東市男女共同参画計画

### 計画の総合目標

社会の中で、男女が互いの人権を認め、尊重し、互いが手をさしのべて、性別にとらわれることなく、それぞれの個性や能力を十分に発揮しあいながら、合併した4つの地域をみんなの力でひとつに築き、安心して暮らし、心豊かな人生を送ることができる国東市の実現にむけた総合目標を次のように定めました。

**「お互いの人権を尊重し ともに築き支え合う 心豊かな国東市」**

～男女共同参画社会の実現～

### 計画の基本目標

上記の総合目標を達成するために、3つの基本目標をたてました。

#### 1 男女共同参画への意識改革

女性が社会の中で男性と対等なパートナーとして、家庭、職場、地域の中で個性や能力が充分発揮できるように、男女共同参画の意識の低さを変えて行く必要があります。そして女性が社会に参画するために、社会的役割と責任を担う意識を高めていくことが、男女共同参画社会の実現につながっていきます。

#### 2 男女の人権の尊重

日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、法律や制度が整備されてきましたが、現実には固定的な性別役割分担意識が今も根強く残り、男女が対等な関係にあると言い難い状況で、性別に起因する人権の問題が存在しています。

最近の社会問題となっている女性への暴力は、女性の人権を侵害する行為であり、被害を受けた女性の人生に大きな影響を及ぼしています。男女が同等な権利・人権を尊重され、ともに助け合って心豊かに生活できる環境を早急に整える必要があります。

この基本目標では、男女共同参画社会基本法(平成11年6月法律第78号)の基本理念である「男女の人権の尊重」を踏まえ、性別に起因する人権の問題という観点に着目しました。

#### 3 男女が安心して暮らせる環境づくり

少子高齢化が進み、地域の連帯感が希薄になり、住民同士のつきあいや助けあいが少なくなっています。

子どもや若者、高齢者や障がい者がともに支えあい、地域をみんなの力で元気にしていくことがこれからの課題になります。

家庭、職場、地域などの条件整備に加え、社会全体で誰もが安心して暮らせることができるように、きめ細かいサービスや支援をする環境づくりが望まれます。